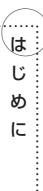
# 生物多様性条約

当麻 潔 Written by Kiyoshi Toma

国会議(COP10)の結果について



る。大阪ガス㈱エネルギー・文化研究所(CEL)が、2010年1時に採択されたものであるが、その認知度・関心度には大きく差があ国際連合会議(地球環境サミット)」で、「気候変動枠組み条約」と同生物多様性条約は、1992年に開催された「環境と開発に関する

ず、企業や一般市民もその議論に関心を持った。 マ米国大統領も参加し、世界中の注目を集め、政府関係者のみなら動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)」は、鳩山前首相やオバ2009年末にデンマークのコペンハーゲンで開催された「気候変半数以上の人は言葉さえ聞いたことがないと回答している。一方、調査(第6回調査)」では、生物多様性を知っている人は約13%で、調店(行った「これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識月に行った「これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識

含め、その認知度や関心度の向上に貢献できたものと思われる。 P10の開催は、連日のマスコミでの取り上げ等により、一般市民を分かりにくい生物多様性の保全について、今回の名古屋でのCO

物多様性の保全について考察してみる。 本稿では、COP10の結果を振り返り、残された課題と今後の生

# 生物多様性保全の必要性

こで再確認しておくこととする。 COP10を振り返る前に、生物多様性保全の必要性について、こ

じ種の中でも、 子の多様性)、という3つの多様性がある。 さまざまな自然があり る。こうした多種多様の生物には、 のものも含めると約3千万種もの生物が暮らしているといわれてい あらゆる場所で、 |球に生命が誕生してから約40億年を経過して、森林、河川、 微生物等いろいろな生物が生きていて(種の多様性) 科学的に明らかにされている生物種が約175万種、 遺伝子の違いから、 生物は進化と絶滅を繰り返してきた。この (生態系の多様性) 多種多様な個性が存在する ① 森林、 ②さまざまな自然の中で、 湿原、 河川、さんご礁等 (遺伝 ③ 同 未知 大地

魚介類等の食べ物等さまざまな有用な価値を提供してくれる暮らし 素の供給等、 私たちは、 (生態系サービス)を提供してもらっている。 これら多種多様な生物がつながり、生態系のバランスが維持され ④私たちの暮らしの中で災害等から守ってくれる等の恵み 生物多様性から、 生物が生存する基盤 ①植物の光合成によるCO2の吸収、 ②豊かな文化の根源 ③米、野菜、 酸

なってしまう。 後受けることができなくなり 里山の荒廃等の危機 動や開発による種の絶滅の危機 条約が結ばれ、 ところが、生物多様性を脅かす危機が迫ってきている。 ④地球温暖化による多くの種の絶滅や生態系の崩壊。これらの危 私たちが生物多様性から受けているさまざまな恵みを今 我が国でも生物多様性基本法が制定されている。 このため、 ③外来生物や化学物質による生態系のかく乱危 国際社会として保全を進める生物多様 安全に生きていくための環境もなく ②人間の働きかけの減少による里地 ①人間活 性

### O P M 0 P 5 およびこの P 10 の結果

てみることとする。 では、 C O P – M OP5およびCOP 10 の 結果を振り返り考察し

# ● 名古屋・クアラルンプール補足議定書

003年11月に批准し、 03年9月に発効し、 基づき輸出入規制等の国際的な枠組みを規定するものである。 よび持続可能な利用への悪影響を防止するため、 決された議定書で、遺伝子組み換え生物による生物多様性の保全 カルタへナ議定書は、2001年1月に生物多様性条約の下で採 現在160 国内法としてカルタヘナ法が2003年2 カ国が批准している。 生物多様性条約に 我が国 2 は 0 2

からの

称を、 救済 クアラルンプール 用に大きな損害が生じた場合の責任と 生物多様性の保全および持続可 とが決定した。 定書の責任および救済についての名古屋 開催地である名古屋の都市名を付して「バ よび採択が行われたCOP−MOP5の 定書が採択された。この補足議定書の名 イオセーフティに関するカルタヘナ議 の開催地であるクアラルンプー (補償) 交渉が開始されたCOP-MO の枠組み」を定めた補足 補足議定書」とするこ 能な利 ル

1

来の ている。 生産され、その悪影響の問題が指摘され する悪影響が出たり 害虫に強い作物が輸出され、 世界中で多くの遺伝子組み換え生物 遺伝子組み換え技術の発展によって 種や植物を駆逐したり交雑したり 例えば、農薬耐性がある作物や 人が食することに 相手先で在

懸案課題である「遺伝子組み換え生物の国境を越える移動によって 月に施行されている。 今回のCOP-MOP5では、 カルタヘナ議定書制定当時

### 図1 遺伝子組み換え生物による被害の責任と救済

遺伝子組み換え生物 ・農薬耐性がある作物 ・害虫に強い作物

輸出国

業者が補償できない場合は輸出 国政府が代執行

輸入国 遺伝子組み換え生物による被害

・在来の種や植物の駆逐・交雑 ・人への健康被害(アレルギー)

(例)

原状回復や賠償を請求

枠組みがこの補足議定書で定められた(図1参照)。責任の所在とその被害に対する救済(補償)に関しての以下のより、アレルギー等の健康被害も考えられる。これらの場合の

の現状回復や補償を求めることができる府が開発企業や輸出入業者等の原因事業者を特定して、被害●遺伝子組み換え生物が輸入国で被害を与えた場合、被災国政

●事業者が補償できない場合は、政府が代執行する

●政府は予め現状回復できるように基金創設等を事業者に求

する先進国と輸出国が対立していた。 生物を加工して製造するアミノ酸や酵素等の加工品の輸出に生物を加工して製造するアミノ酸や酵素等の加工品の輸出にとから見送られた。もし、対象に含まれると、遺伝子組み換えとから見送られた。もし、対象に含まれると、遺伝子組み換え的補償のあり方」と「遺伝子組み換え生物を加工した産品の適的補償のあり方」と「遺伝子組み換え生物を加工した産品の適らのは「財政のは「財政のののローののでのアーMOP5で最後まで議論が白熱したのは「財政

出てくるか疑問であり、今後の課題として残っている。ジもわきにくい損害に対して基金を創設する企業がどれだけの創設についても、起こるかどうか分からず、またそのイメー合、その被害程度の具体的な評価方法が決まっておらず、基金一応、ルールは定められたものの、もし被害が発生した場

## 新戦略計画·愛知目標

知目標(愛知ターゲット)」が採択された。 様性の国際的な目標については、開催地の愛知県の名を付した「愛今回のCOP10の主要課題の1つである2010年以降の生物多

達成目標として「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著にCOP6において採択された生物多様性条約の戦略計画で、その

### 表1 愛知目標の20項目

戦略目標Α	各政府・社会において生物多様性を主流化し、生物多様性損失の根本原因に対処する
目標 1	生物多様性の価値とそれを保全し持続可能に利用するために可能な活動を人々が認識
目標 2	生物多様性の価値を開発戦略に統合、国の会計制度等に組み込み
目標 3	条約等と整合・調和し、生物多様性の有害な補助金等の奨励措置を廃止・改革
目標 4	政府や企業等は持続可能な生産・消費計画を策定し実施
戦略目標B	生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進
目標 5	森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減または可能な場合は零に
目標 6	全ての魚類、水成生物を生態系に基づいた方法で管理・捕獲し、過剰漁獲を回避
目標 7	農業、養殖業、林業地域の生物多様性の保全の確保と持続的な管理
目標 8	週剰栄養等による汚染が生態系機能と生物多様性の有害とならない水準まで抑制
目標 9	侵略的外来種とその定着経路の特定、制御、根絶
目標10	2015年までに、気候変動または海洋酸性化等脆弱な生態系への人為的圧力を最小化
戦略目標C	生態系、種および遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を報告
目標11	特に重要な陸域および内陸水域の17%、沿岸域および海域の10%を保全
目標12	既知の絶滅危惧種の絶滅および減少の防止と特に減少している種の保全状況の改善
目標13	作物、家畜およびその野生近縁種の遺伝子の多様性の維持と流出の最小化
戦略目標D	生物多様性および生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化
目標14	サービスを提供し人の健康や生活等に貢献する生態系の回復および保全
目標15	劣化した生態系が15%以上回復し、気候変動の緩和と適応および砂漠化対処に貢献
目標16	遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が国内法に従って施行・運用
戦略目標E	参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化
目標17	各国が効果的で参加型の改定生物多様性国家戦略および行動計画を策定・実施
目標18	先住民と地域社会の伝統的知識の持続可能な利用の尊重
目標19	科学的基礎および技術の改善、共有化と適用
目標20	戦略計画の効果的実施のための資金資源動員の増加

は増加し続けているため、生物多様性の損失は続いている」と報告するための取り組みは増加したが、その一方で生物多様性への圧力目標の中で、地球規模で達成されたものはない。生物多様性を保全に地球規模生物多様性概況第3版~生物多様性条約2010年目減少させること」が掲げられていたが、2010年5月に発表され減少させること」が掲げられていたが、2010年5月に発表され

されており、 目標は未達成であった。

合意された。 の中長期目標 の愛知目標では、 0 年目標 2010年目標は定性的 (愛知目標) (「自然との共生」) 2011年~2020年の短期目標と2050年 には な目標だったため、今回のポスト20 部に定量的な目標が の2つの目標と、 組み込まれた。 20 の個別目標が Z 1

と共生する」)の中で、 恩恵が与えられる」と示されている。 ビスが保持され、 2050年の中長期目標は、 回復され、 健全な地球が維持され、 そして賢明に利用され、 「2050年までに、生物多様性が評価 新戦略計画のビジョン(展望 全ての人々に不可欠な それによって生態系サ .. 「自然 され、

れている。 性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」と示さ 2 0 2 0 年の短期目標は ミッション (使命) の中で、「生物多様

域とする」や いった定量的目標も含まれている(前頁の表1参照 20の個別目標については、 「陸域および内陸水域の17%、 「劣化した生態系の少なくとも15%以上を回復する」と A~Eの5つの戦略目標毎に定めてあ 沿岸域および海域の10%を保護地

目標があり、 標や生物多様性の価値の国家会計への組み込み等目標達成が厳し に向けた国内対策とその推進も大きな課題である。特に定量的 これらの目標は、 .0」を改定し、 いくのかが課題として残っている。また、この世界目標達成 への法的拘束力を持たない。今後どのように運用し目標を達 2010年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 気候変動枠組み条約における京都議定書の この目標を実現する施策の構築が必要である。 よう な目

### 名古屋議定書

セスと利益配分(ABS)」については、 今回のCOP10のもう1つの主要課題である「遺伝資源へのアク 途上国と先進国の対立が続

> により同案が「名古屋議定書」として採択された。 たが、議長である松本龍環境大臣が議長案を提示、 粘り強い 交渉

また遺伝資源の取得や利用に関する枠組みであり、 品等に製品化し、 利用して、 3つの目的の1つに挙げられている。 BSとは、 研究開発・商品開発により医薬品、 東南アジアや南米等の動植物や微生物等を先進 それにより得た利益を資源提供国に配分すること、 化粧品あるい 生物多様性条約 は 健康食 玉

である 今回採択されたABSに関する名古屋議定書の概要は以下の通 (図2参照)。

の

に貢献 遺伝資源の利用 生物多 がら生

適用範囲 源に関する伝統的知識並びに 範囲の遺伝資源および遺伝資 益に適用 それらの利用により生じる利 生物多様性条約

義務化、 遺伝資源の利用 利用は、 益配分に関する個別契約を義 原産国の事前同 利用者は原産国と利 遺伝資源 意を

対象範囲において、 を各国が1つ以上設置 資源の利用について監視 対立の原因となった利益配 研究開 機 関

0

目的 分することによって、 じた利益を公正かつ衡平に配 様性の保全と持続可能な利用

利用国(先進国) 不正取引の 監視機関 監視 研究開発·商品開発 ・医薬品 ・化粧品 ·健康食品 等

図2 遺伝資源の利用と利益配分の仕組み

遺伝資源の利用の監視

遺

伝

込まれなかった。 議定書発行前に利用された資源も対象とすることに関しては、盛り個別の契約時に判断することになった。また、途上国が求めていた囲から外されたが、事前同意にあたって資源提供者と利用者が結ぶで資源を加工した製品(派生品)の扱いについては、議定書の適用範

ニズムについても、重要な検討課題である。よる利益配分を適用範囲から外す代替措置としての地球多国間メカ用者のコスト負担増のリスクが残る。また、議定書発行前の資源に今後の課題としては、派生品の扱いがあいまいになっており、利

# **4**SATOYAMAイニシアティブ

「里山」については、その保全システムを全世界で共有するのは良いのである「SATOYAMAイニシアティブの推進」が採択された。11月19日である「SATOYAMAイニシアティブ」を、今回のCOP10にてである「SATOYAMAイニシアティブ」を、今回のCOP10にてである「SATOYAMAイニシアティブ」を、今回のCOP10にてである「SATOYAMAイニシアティブ」を、今回のCOP10にてである「SATOYAMAイニシアティブ」を、今回のCOP10にてであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手にテムであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手にテムであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手にテムであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手にテムであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手にテムであり、生物多様性を保全していくには、このような人の手に

**⑤**途上国における森林減少・劣化からの排出の削減 (REDD+)

ていかなければならない。

が、まずは、提唱国である我が国の荒れ果てた里地里山を保全し

ることは地球規模での温室効果ガス削減に向けた緊急の課題であ為起源の温室効果ガス排出の2割を占めており、この排出を抑制す発展途上国における森林減少・森林劣化からのCO゚の排出は、人

シップ」が設立された。 米英等先進国や途上国等69カ国が参加した「REDD十パートナー割を「REDD十」と呼び、2010年5月にその推進母体となる日びに森林保全、持続可能な森林経営および森林炭素蓄積の増加の役る。この途上国における森林の減少および、劣化による排出の削減並

間の機関の連携強化等が盛り込まれる。 COP10に併せて10月26日に開催された「森林保全と気候変動に COP10に併せて10月26日に COP10に併せて10月26日に COP10に COP10

として期待したい。みの構築の必要性が強調されており、地球温暖化対策の有力な1つれた気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)でその枠組この「REDD十」は、2009年12月にコペンハーゲンで開催さ

## 》OP10後の生物多様性

うにいくつかの課題も残されている。古屋議定書」等が採択され、その責任を果たした。ただ、前述したよ「名古屋・クアラルンプール補足議定書」「新戦略計画・愛知目標」「名おいて、我が国は、議長国として精力的に各国間の調整に尽力し、我が国ではじめて開催されたCOP-MOP5およびCOP10に

て、地方自治体、企業そして一般市民が今後生物多様性の保全に対主体が今後取るべき具体的な行動が見えてこない。COP10を終えおよび遺伝子組み換え生物の責任と救済の枠組みが決まっても、各世界の生物多様性保全目標や、遺伝資源へのアクセスと利益配分、

表した 略計画 C O P 知・名古屋宣言」等を参考にし、 しを行っている してどう取り組 現在、 の反映も含めて検討する必要が 10 多くの での 工物多樣 「地方自治体と生物多様性に関 地 !んでいくべきかを示す必要があ 性 方自治体は 環境省が2009年9月に発 地 域戦略の策定の手引 環 境 さらに今回 基本計 あ る。 画 でする愛 き」や の の 見 新 る。

戦略計 連 0 のリスクをどうみるか難し 源や遺伝子組み換え生物を取り 針の策定や見直 表 生物多様性宣言」を参考にし、 09年3月に日本経団連が発表した「日本経 した「生物多様性民間参画ガイドライン」 企業においても、 画の 反 映についても しをする必要がある。 環境省が2009年8 いところである。 検討 し、 扱う企業は、 さらに今回 生物多様性 特に遺 月に の ゃ 伝 2 資 方 新 団 公

め 0 P つ 様性の保全に対してどう取り組んでいくべきかに イン等がすでに示されているが、 いては、 の 地方自治体や企業には参考となるべきガイド 10 でも出てこなかっ 般市民・ 示されてい 国民の具体的な行動が、 な た。 いのが現状で、 地球温暖化防止 生活者が生物多 環境省 今 回 の の た の С ラ

理解してもらった上で、 保全行動の一 知が重要である。 生物多様性の保全についても、 チー 生活者が自然と触れ合う機会の まずは生物多様性の意味を、 ムマイナス6%」 例を示す。 表2に筆者が考える生活者が取るべき生物多様性 や「チャ 具体的な行動の提示が必要である。 まだまだ認知度が低い生物多様性であるた そのような具体的な行動の提示と周 そして、 レンジ25」で示されて 創 出 その保全の必要性や意 里山の保全活動等 いるように、  $\mathcal{O}$ 義

> 性 る。

きたい

### 表2 生活者の生物多様性保全行動

### 【私たちも生物多様性の一員】

・私たち人間も生物多様性の一員であり、自然やたくさんの動植物たちとつながって、とも に生きているということを自覚し、生物多様性を守っていきましょう

### 【生物多様性の恵みへの感謝の気持ち】

・生物多様性から、暮らしの中でさまざまな恵み (サービス) をもらっており、私たちの生活 になくてはならないものであり、それらへの感謝の気持ちを常に持ちましょう (例えば、毎日食べている食事は全て生きものの恵みであり、「いただきます」 そして「ごち そうさま」の感謝の気持ちをもって食べましょう)

### 【地産地消】

・身近な産地で取れた農産物や旬の食べものを食べましょう

### 【省エネ・省資源】

・エネルギーの節約やゴミをできるだけ出さない省エネ・省資源のライフスタイルを心がけ、 自然資源への負荷を軽減しましょう

### 【ペットの飼育】

- ・ペットは最後まで責任をもって飼いましょう
- ・その場所に本来住んでいない生物を自然界に放さないようにしましょう

### 【生物多様性を意識した消費行動】

- ・無農薬、有機農法等環境に配慮して生産された食べものを購入しましょう
- ・森林認証や漁業認証された自然や生きものに配慮した商品を選んで購入しましょう

### 【自宅を生きものに提供】

・庭やベランダや屋上を、生きものに提供するビオガーデンやビオトープにしましょう

### 【白然や生きものとのふれあいを】

- ・生物多様性に関心を持ち、外に出て自然や生きものと触れ合う機会を増やしましょう (自然観察会、里山の保全活動、等)
- ・好きな生きものをひとつ見つけましょう
- ・1日1回生きもののことを考えましょう

### 【子供たちへの教育】

・子供たちにも自然や生きものと触れ合う機会を与え(動物園、水族館、等)、興味を持たせ るとともに、みんながつながって生きていくことの大切さを教えましょう

活動を進めて 政や企業ある 必要性 CELも引き続き、 物多様 を 性に 訴 いくことが、 え続け、 ſ١ 配 は N 慮した製品・ G 持続可 あらゆる層に、 0 今 後の生物多様性の保全には必要であ N 能 Ρ サー な生活・社会の 0 が連 ビスを購入する消費行動 生物多様性の保全の 獲し て、 実現に貢献 周知・行動 し 重要 推 7

行 誘、

(大阪ガス㈱エネルギー ·文化研究所 研究員